

広陵町自治基本条例の制定について

令和3年5月24日、広陵町議会は、本年3月議会から継続審査となっていた「広陵町自治基本条例案」について、施行日を本年4月1日から本年6月1日にのみ修正し賛成多数(賛成11、反対2)で可決しました。

日本共産党議員団は、住民の自治を扱う条例であるのに、自治会や大字への説明・協議もなく、審議会の答申を根拠にこの条例を制定しようとする山村町長を追及してきました。町長はコロナ禍を理由に、多くの住民に集まってもらうのを避けたいとしています。そうであればコロナ禍の収束後に十分に時間をとって説明し協議することがふさわしいのではないのでしょうか。

残念ながら、条例が可決されましたが、現時点でこれだけは修正が必要と思われる20項目について日本共産党議員団から修正動議を提出しましたので、その内容を下記にご紹介します。

記

議案第1号 「広陵町自治基本条例制定について」に関する修正動議

前文(1)

最終行原案 「ここに広陵町自治基本条例を制定します。」

修正案 「ここに、日本国憲法及び地方自治法に基づき(追加)、広陵町自治基本条例を制定します。」

(定義)

第2条(2)

原案(1)町民 「町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう。」

(3)町 「町議会及び町の執行機関をいう。」

修正案(1)町民 「町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものを(削除)をいう。」

(3)町 「町議会及び(削除)町の執行機関をいう。」

(基本理念)

第3条(3)

原案 町民及び町は、次に掲げる基本理念により自治及びまちづくりを推進する。

- 2 (1) 町民一人一人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。

- (2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切に、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切に、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

修正案 **町民及び(削除)**町は、次に掲げる基本理念により自治及びまちづくりを推進する。

- 2 (1) 町民一人一人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) **町民、町議会、町長等が、また(削除)**国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) **町民及び(削除)**町は、まちの歴史や自然を大切に、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にするため町が力を発揮すること。**(追加) 自発的に助け合い、支え合うまちをつくること(削除)。**

(町民の役割と責務)

第6条 (4)

原案 町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

- 2 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代の利益、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。
- 3 町民は、町と協働し、連携し合いながら、安全・安心で豊かに暮らせるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

修正案 (全文削除)

(子どもの権利)

第7条 (5)

原案 子ども(18歳未満の町民をいう。以下同じ。)は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加することができる。2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加する機会の充実に努めな

ればならない。3 町民及び町は、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければならない。

修正案 子どもの権利に関する事項は、子どもの権利条約の定めるところによる。

(事業者の役割と責務)

第8条 (6)

原案 事業者は、地域社会を支え、構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

修正案 (全文削除)

(情報の公開と共有)

第9条 (7)

原案 町は、公正で開かれた町政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければならない。(後略)

修正案 本町が保有する情報の公開については、**広陵町情報公開条例(平成12年12月27日条例第7号)**の定めるところによる。

(個人情報保護)

第10条 (8)

原案 町は、町民の権利利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。(後略)

修正案 本町が有する個人情報の保護については、**広陵町個人情報保護条例(平成17年3月25日条例第5号)**の定めるところによる。

(参加、参画と協働の制度)

第12条 (9)

原案 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。(中略)

7 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとする。

修正案 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。(中略)

7 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとする。(削除)努めなければならない。(追加)

(住民自治)

第13条 (10)

原案 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ(区及び自治会をいう。以下同じ。)をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人など多様な主体を指す。

修正案 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ(区及び自治会をいう。以下同じ。)をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体、事業者のほか(削除)、まちづくりに参加する個人など多様な主体を指す。

(住民自治の原則)

第14条 (11)

原案 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

修正案 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。(削除)ことができる(追加)。

2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。(削除)ことができる(追加)

3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

(基礎的コミュニティ)

第15条 (12)

原案 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

修正案 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加することができる。さらに、相互に助け合うとともに(追加)、地域課題の解決に向けて協力して行動(削除)するものとする。

(まちづくり協議会)

第16条 (13)

原案 町民は、地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組むために、別に定める区域を単位とする地域内において、多様な主体で構成される地域自治団体(以下「まちづくり協議会」という。)を、一の区域において一に限り設置することができる。(後略)

修正案 町民は丁目・大字単位を超えて任意に協議会を設置できる。この協議会については規則で定める。(追加)

(町議会の役割と責務)

第21条 (14)

原案 町議会は、法令の定めるところにより、町民の負託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する広陵町的意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければならない。(後略)

修正案 町議会に関する事柄は広陵町議会基本条例(平成27年3月9日条例第24号)の定めるところによる。(追加)

(町議会議員の役割と責務)

第22条 (15)

原案 町議会議員は、町民の負託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければならない。(後略)

修正案 (政治倫理)

第22条 町長、副町長及び教育長並びに町議会議員の政治倫理については広陵町

政治倫理条例(平成9年12月24日 条例第15号)の定めるところによる。(追加)

(条例の位置付け)

第38条 (16)

原案 この条例は、広陵町における自治の基本規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければならない。

2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

修正案 この条例は、広陵町における住民自治のガイドであり、その効果的運用を以て住民自治の促進をはかるものとする。(以下削除)

(条例の見直し)

第39条 (17)

原案 町長は、この条例を適切に運用するとともに、社会情勢の変化等に対応するため、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに検討を行うものとする。(後略)

修正案 (全文削除し附則に位置付ける)

(運用)

第40条 (18)

原案 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、広陵町自治基本条例推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

修正案(全文削除し附則に位置付ける)

附 則(追加)

(条例普及活動)

第1条 (19) この条例の普及のため、広報こうりょう、暮らしのガイドをはじめとする町が発行するすべての媒体において、この条例普及のための文書掲載を行うこととする。

(条例の見直し)

第2条 (20) コロナ禍で町民の集合が制限される中、議会での採決時において基礎的自治組織における条例説明と審議が行えなかった現実をふまえ、条例制定日より1

年以内に基礎的自治組織における条例説明と審議を行うこととし、町及び町議会はその結果に基づき条例の見直しを行うものとする。

以上